

新旧対照表

変更後	変更前
<p>1 地域再生計画の名称 黒木町「環境共生の里づくり」再生計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県、<u>八女市</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 <u>八女市の区域の一部（旧黒木町）</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>八女市黒木町(旧黒木町)（以下、黒木町という。）</u>は、福岡県の東南部にあって東は<u>旧</u>矢部村を経て大分県に通じ、南は熊本県と境し、西は<u>旧</u>立花町、<u>旧</u>八女市と隣接し、北は高牟礼山地を境として<u>旧</u>星野村、<u>旧</u>上陽町に接している。 総面積は135.49km²を有しているが、その内67.6%は山林におおわれており平坦地は少ない。<u>本地域</u>の基幹産業である農林業は、・・・(略)・・・減少している。 この間、<u>黒木町</u>では基幹産業である・・・(略)・・・図ってきたところである。 しかし、グリーンピア八女は・・・(略)・・・減少している。また、国がグリーンピア事業から撤退し、グリーンピア八女が国から黒木町に移管され</p>	<p>1 地域再生計画の名称 黒木町「環境共生の里づくり」再生計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県、<u>福岡県八女郡黒木町</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 <u>福岡県八女郡黒木町の全域</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>本町</u>は、福岡県の東南部にあって東は矢部村を経て大分県に通じ、南は熊本県と境し、西は立花町、八女市と隣接し、北は高牟礼山地を境として星野村、上陽町に接している。 総面積は135.49km²と<u>県内町村で第一の広範な面積</u>を有しているが、その内67.6%は山林におおわれており平坦地は少ない。<u>本町</u>の基幹産業である農林業は、・・・(略)・・・減少している。 この間、<u>町</u>では基幹産業である・・・(略)・・・図ってきたところである。 しかし、グリーンピア八女は・・・(略)・・・減少している。また、国がグリーンピア事業から撤退し、グリーンピア八女が国から黒木町に移管され</p>

たことから、今後、地域の施設として意義あるものとなり、地域の活性化、過疎地域からの脱却を目指して、新たな交流拠点施設として整備・活用することが急務となっている。今後、利用者を取り戻し、活力ある地域を再生するために、本地域では「グリーンピア八女」を、ふれあい交流拠点施設として活用し、地域と一体となった各種体験・交流事業を展開することとしている。

また、道路は国道442号が幹線として大きな役割を果たしているものの、幹線が1路線のみであるため、渋滞することも多くバイパス機能を有する市道本分陣ノ内線並びに本分線の整備が急務である。

他の市道においては・・・(略)・・・求められている。これらの道路は、地域内外住民の交流に寄与する基盤として、その整備を促進することとしている。

(略)

このような取り組みをさらに推進するために、黒木町内の元笠原東小学校の廃校を利用した里山保全や農林業の体験等によるグリーンツーリズムを実施し、地域の観光・町づくりなどの情報はもちろんのこと、近隣市町村の情報を含めた情報発信基地として活用していく。これにより、都市住民と地域住民との交流が生まれ、地域の活性化が図られる。

(目標1) (略)

(目標2) (略)

(目標3) 森林の有する多面的機能を発揮するため、森林整備の推進(計画量 25 ha)

5 目標を達成するために行う事業

たことから、今後、黒木町の施設として意義あるものとなり、町の活性化、過疎地域からの脱却を目指して、新たな交流拠点施設として整備・活用することが急務となっている。今後、利用者を取り戻し、活力ある地域を再生するために、黒木町では「グリーンピア八女」を黒木町ふれあい交流拠点施設として活用し、地域と一体となった各種体験・交流事業を展開することとしている。

また、道路は国道442号が幹線として大きな役割を果たしているものの、幹線が1路線のみであるため、渋滞することも多くバイパス機能を有する町道本分陣ノ内線の整備が急務である。

他の町道においては・・・(略)・・・求められている。これらの道路は、町内外住民の交流に寄与する基盤として、その整備を促進することとしている。

(略)

このような取り組みをさらに推進するために、黒木町内の元笠原東小学校の廃校を利用した里山保全や農林業の体験等によるグリーンツーリズムを実施し、黒木町の観光・町づくりなどの情報はもちろんのこと、近隣市町村の情報を含めた情報発信基地として活用していく。これにより、都市住民と地域住民との交流が生まれ、地域の活性化が図られる。

(目標1) (略)

(目標2) (略)

(目標3) 森林の有する多面的機能を発揮するため、森林整備の推進(計画量 15 ha)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

グリーンピア八女を・・・(略)・・・メリットが発生する。

このような中で、旧黒木町立笠原東小学校（平成16年3月に統合により廃校）の廃校舎等を活用し、・・・(略)・・・アクセス改善を図る。

このように、グリーンピア八女を魅力あるふれあい交流拠点施設として充実させ、地域の情報発信基地として更なる活用を図るとともに、廃校舎を活用し、環境と共生するグリーンツーリズムを推進し、併せて地域内外住民の交流に寄与する基盤としての道路整備を促進して、都市住民との交流で地域の活性化、地域再生を市として推進する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) A0801 補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

旧黒木町立笠原東小学校は、・・・(略)・・・廃校となった。

この廃校舎等の有効活用について、黒木町、地域住民、九州大学と協議を行った結果、旧黒木町立笠原東小学校を、体験交流施設として転用し、・・・(略)・・・図ることとしたい。

わが国では、・・・(略)・・・食糧危機などの問題が発生している。本地域では、20世紀の石油に代わる・・・(略)・・・利用する予定である。学生を対象とする学外ゼミ等だけでなく、笠原地区の住民や八女市民はもとより、・・・(略)・・・廃校舎等の利用が必要である。

① 校舎 (略)

② 屋内運動場 (略)

(2) A3001 道整備交付金を活用する事業

(5-1) 全体の概要

グリーンピア八女を・・・(略)・・・メリットが発生する。

このような中で、町立笠原東小学校（平成16年3月に統合により廃校）の廃校舎等を活用し、・・・(略)・・・アクセス改善を図る

このように、グリーンピア八女を魅力あるふれあい交流拠点施設として充実させ、町の情報発信基地として更なる活用を図るとともに、廃校舎を活用し、環境と共生するグリーンツーリズムを推進し、併せて町内外住民の交流に寄与する基盤としての道路整備を促進して、都市住民との交流で地域の活性化、地域再生を町として推進する。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) A0801 補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

町立笠原東小学校は、・・・(略)・・・廃校となった。

この廃校舎等の有効活用について、町、地域住民、九州大学と協議を行った結果、町立笠原東小学校を、町が管理する体験交流施設として転用し、・・・(略)・・・図ることとしたい。

わが国では、・・・(略)・・・食糧危機などの問題が発生している。黒木町では、20世紀の石油に代わる・・・(略)・・・利用する予定である。学生を対象とする学外ゼミ等だけでなく、笠原地区の住民や黒木町民はもとより、・・・(略)・・・廃校舎等の利用が必要である。

① 校舎 (略)

② 屋内運動場 (略)

(2) A3001 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道：道路法に規定する市道に昭和57年11月17日～平成21年9月18日に認定済み。

・林道：森林法による筑後・矢部川地域森林計画（平成15年策定）に路線を記載。

【事業主体】

八女市、福岡県

【施設の種類】

市道、林道

【事業区域】

八女市の区域の一部（旧黒木町）

【事業期間】

・市道 平成18年度～平成22年度

・林道 平成18年度～平成22年度

【整備量】

・市道 6,443m

・林道 6,624m

【事業費】

総事業費 1,762,180千円（うち交付金 872,060千円）

・市道 1,024,400千円（うち交付金 512,200千円）

・林道 737,780千円（うち交付金 359,860千円）

（5-3）その他の事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・町道：道路法に規定する町道に昭和57年11月17日～平成6年9月19日に認定済み。

・林道：森林法による筑後・矢部川地域森林計画（平成15年策定）に路線を記載。

【事業主体】

黒木町、福岡県

【施設の種類】

町道、林道

【事業区域】

黒木町全域

【事業期間】

・町道 平成18年度～平成22年度

・林道 平成18年度～平成21年度

【整備量】

・町道 6,035m

・林道 5,624m

【事業費】

総事業費 1,474,180千円（うち交付金 728,060千円）

・町道 847,400千円（うち交付金 423,700千円）

・林道 626,780千円（うち交付金 304,360千円）

（5-3）その他の事業

<p>(5-3-1) 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み</p> <p>(1) 支援措置の名称 (略)</p> <p>(2) 当該支援措置を受けようとする者 <u>八女市</u></p> <p>(3) 繰り上げ償還を不要とする地方債の資金区分等 (略)</p> <p>(4) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容</p> <p><u>旧黒木町立笠原東小学校</u>は、・・・(略)・・・廃校となった。</p> <p>この廃校舎等の有効活用について、<u>黒木町</u>、地域住民、九州大学と協議を行った結果、<u>旧黒木町立笠原東小学校</u>を、体験交流施設として転用し、・・・(略)・・・図ることとしたい。</p> <p>わが国では、・・・(略)・・・食糧危機などの問題が発生している。<u>本地域</u>では、・・・(略)・・・利用する予定である。学生を対象とする学外ゼミ等だけでなく、笠原地区の住民や<u>八女市民</u>はもとより、・・・(略)・・・市民参加型のツーリズムを実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(5-3-2) 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み</p> <p>グリーンピア八女の経営状況については、・・・(略)・・・立地企業の少ない<u>八女市</u>にとって重要な問題である。また、地域と一体となって・・・(略)・・・絶対条件となる。いかにメリットの大きな施設であったとしても、多くの財政的負担を<u>市</u>に強いるようであっては、・・・(略)・・・福岡都市圏を中心とした都市との交流を図る。</p>	<p>(5-3-1) 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み</p> <p>(1) 支援措置の名称 (略)</p> <p>(2) 当該支援措置を受けようとする者 <u>福岡県八女郡黒木町</u></p> <p>(3) 繰り上げ償還を不要とする地方債の資金区分等 (略)</p> <p>(4) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容</p> <p><u>町立笠原東小学校</u>は、・・・(略)・・・廃校となった。</p> <p>この廃校舎等の有効活用について、<u>町</u>、地域住民、九州大学と協議を行った結果、<u>町立笠原東小学校</u>を、<u>町が管理する</u>体験交流施設として転用し、・・・(略)・・・図ることとしたい。</p> <p>我が国では、・・・(略)・・・食糧危機などの問題が発生している。<u>黒木町</u>では、・・・(略)・・・利用する予定である。学生を対象とする学外ゼミ等だけでなく、笠原地区の住民や<u>黒木町民</u>はもとより、・・・(略)・・・市民参加型のツーリズムを実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(5-3-2) 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み</p> <p>グリーンピア八女の経営状況については、・・・(略)・・・立地企業の少ない<u>黒木町</u>にとって重要な問題である。また、地域と一体となって・・・(略)・・・絶対条件となる。いかにメリットの大きな施設であったとしても、多くの財政的負担を<u>町</u>に強いるようであっては、・・・(略)・・・福岡都市圏を中心とした都市との交流を図る。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 計画期間 (略)	6 計画期間 (略)
7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)	7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)
8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)	8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)